

岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則をここに公布する。

岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和五十二年岐阜県規則第七十九号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百七号。以下「法」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(廃棄物再生事業の登録の申請等)

第二条 法第二十条の二第一項の規定による廃棄物再生事業の登録を受けようとする者は、廃棄物再生事業者登録申請書(別記第一号様式)により知事に申請しなければならない。

2 令第十九条に規定する登録証明書は、廃棄物再生事業者登録証明書(別記第二号様式)のとおりとする。

3 令第二十条の規定による変更の届出は、廃棄物再生事業者登録変更届出書(別記第三号様式)によりするものとし、令第十七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項の変更にあっては、登録証明書を添付しなければならない。

4 令第二十一条の規定による事業場の廃止、休止又は再開の届出は、廃棄物再生事業者事業場廃止・休止・再開届出書(別記第四号様式)によりするものとし、事業場の廃止の届出にあっては、登録証明書を添付しなければならない。

一部改正〔平成一五年規則一三〇号・一六年八八号の二〕

(再生利用業の個別の指定の申請等)

第三条 省令第九条第二号又は第十条の三第二号に規定する再生利用業の個別の指定(以下「再生利用個別指定」という。)を受けようとする者は、再生利用個別指定業指定申請書(別記第五号様式)に次の各号に掲げる書類及び図面を添付して知事に申請しなければならない。

一 事業計画の概要を記載した書類

二 再生利用の方法を明らかにする書類及び図面

三 取引関係を証する書類

四 生活環境保全上の対策を記載した書類及び図面

五 再生利用のための産業廃棄物の収集又は運搬(以下「再生輸送」という。)のみを行おうとする者が申請するときは、再生輸送を除く再生利用(以下「再生活用」という。)を行う者との委託関係を証する書類

六 再生活用を行おうとする者が再生輸送を委託するときは、その委託関係を証する書類

七 再生利用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類

八 申請者が法人であるときは、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書

九 申請者が個人であるときは、その住民票の写し

2 知事は、再生利用個別指定をしたときは、再生利用個別指定業指定証(別記第六号様式。以下「指定証」という。)を交付するものとする。

3 再生利用個別指定を受けた者(以下「再生利用個別指定業者」という。)は、次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、再生利用個別指定業変更指定申請書(別記第七号様式)に第一項に掲げる書類及び図面(当該変更に係るものに限る。)を添付して知事に申請しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

一 事業の範囲

二 再生利用の目的

三 再生利用の方法(輸送施設及び保管施設に係るものを除く。)

4 第二項の規定は、前項の変更の指定について準用する。

5 再生利用個別指定業者は、事業の範囲の全部又は一部を廃止したときは、廃止の日から十日以内に、再生利用個別指定業廃止届出書(別記第八号様式)に指定証を添付して、知事に届け出なければならない。

6 再生利用個別指定業者は、次に掲げる事項を変更したときは、変更の日から十日以内に、再生利用個別指定業変更届出書(別記第九号様式)により知事に届け出なければならない。

一 住所

二 氏名又は名称

三 事務所及び事業場の所在地

四 再生利用の方法(輸送施設及び保管施設に係るものに限る。)

五 取引関係

一部改正〔平成一七年規則一四号〕

(一般廃棄物処理施設の許可申請書等)

第四条 法第八条第二項の申請書は、一般廃棄物処理施設許可申請書(別記第十号様式)のとおりとする。

2 法第九条第一項の規定による変更の許可の申請は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書(別記第十一号様式)によるものとする。

3 知事は、法第八条第一項又は第九条第一項の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置・変更許可証(別記第十二号様式)を交付するものとする。

4 法第八条の二第五項(法第九条第二項において準用する場合を含む。)の検査の申請は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(別記第十三号様式)によるものとする。

追加〔平成一二年規則二四二号〕

(一般廃棄物処理施設の定期検査)

第四条の二 法第八条の二の二第一項の規定による検査の申請は、一般廃棄物処理施設定期検査申請書(別記第十三号の二様式)によるものとする。

2 省令第四条の四の四の規定による定期検査結果の通知は、定期検査結果通知書(別記第十三号の三様式)によるものとする。

追加〔平成二三年規則三五号〕

(一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)

第五条 法第九条第三項(法第九条の三第十一項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(別記第十四号様式)によるものとする。

追加〔平成一二年規則二四二号〕、一部改正〔平成二三年規則三五号〕

(特定一般廃棄物最終処分場の状況等の報告)

第六条 省令第四条の十七の報告書は、特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(別記第十五号様式)のとおりとする。

追加〔平成一二年規則二四二号〕

(一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分終了の届出等)

第七条 法第九条第四項(法第九条の三第十一項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書(別記第十六号様式)によるものとする。

2 法第九条第五項(法第九条の三第十一項において準用する場合を含む。)及び第九条の二の三第二項の確認に係る申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書によるものとする。

一 省令第四条の五の二第四号に規定する基準不適合水銀処理物(以下「基準不適合水銀処理物」という。)の埋立処分の用に供される最終処分場以外の最終処分場 一般廃棄物最終処分場(基準不適合水銀処理物埋立処分用以外)廃止確認申請書(別記第十七号様式)

二 基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供される最終処分場 一般廃棄物最終処分場(基準不適合水銀処理物埋立処分用)廃止確認申請書(別記第十七号の二様式)

追加〔平成一二年規則二四二号〕、一部改正〔平成二三年規則三五号・二九年九〇号〕

(一般廃棄物処理施設の熱回収施設の認定の申請等)

第七条の二 法第九条の二の四第一項の規定による認定の申請は、熱回収施設設置者認定申請書(別記第十七号の三様式)によるものとする。

2 知事は、法第九条の二の四第一項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(別記第十七号の四様式)を交付するものとする。

3 令第五条の五の規定による休廃止等の届出は、熱回収施設休廃止等届出書(別記第十七号の五様式)によるものとする。

4 省令第五条の五の十一の規定による報告は、熱回収報告書(別記第十七号の六様式)によるものとする。

追加〔平成二三年規則三五号〕、一部改正〔平成二九年規則九〇号〕

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置届出等)

第八条 法第九条の三第一項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書(別記第十八号様式)によるものとする。

2 法第九条の三第八項の規定による変更の届出は、一般廃棄物処理施設変更届出書(別記第十九号様式)によるものとする。

追加〔平成一二年規則二四二号〕、一部改正〔平成二三年規則三五号〕

(一般廃棄物処理施設の譲受け・借受け許可申請等)

第九条 法第九条の五第一項の許可の申請は、一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書(別記第二十号様式)によるものとする。

2 法第九条の六第一項の認可の申請は、合併・分割認可申請書(別記第二十一号様式)によるものとする。

3 法第九条の七第二項の規定による届出は、相続届出書(別記第二十二号様式)によるものとする。

追加〔平成一二年規則二四二号〕、一部改正〔平成二五年規則九四号〕

(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出)

第十条 法第十五条の二の五に規定する届出は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書(別記第二十三号様式)によるものとする。

2 省令第十二条の七の十七第五項の規定による産業廃棄物処理施設の種類又はその施設において処理する産業廃棄物の種類の変更の届出は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更届出書(別記第二十四号様式)によるものとする。

3 省令第十二条の七の十七第五項の規定による一般廃棄物の処理の事業の廃止の届出は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る廃止届出書(別記第二十五号様式)によるものとする。

追加〔平成一五年規則一三〇号〕、一部改正〔平成二三年規則三五号〕

(一般廃棄物処理施設の設置等の許可証等の再交付申請等)

第十一条 法第八条第一項、第九条第一項、第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けた者、法第九条の二の四第一項若しくは第十五条の三の三第一項の規定による認定を受けた者、法第二十条の二第一項の規定による登録を受けた者又は再生利用個別指定業者(以下「許可等を受けた者」という。)は、許可証、認定証、登録証明書又は指定証(以下「許可証等」という。)をき損し、汚損し、又は亡失したときは、再交付申請書(別記第二十六号様式)に、き損し、又は汚損した許可証等を添付して知事にその再交付を申請することができる。

2 許可等を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、知事に許可証等を返納しなければならない。

一 許可、認定、登録又は再生利用個別指定を取り消されたとき。

二 法第九条第一項、第十四条の二第一項、第十四条の五第一項若しくは第十五条の二の六第一項の規定による変更の許可又は第三条第三項の規定による申請に対する指定を受けたとき。

三 法第十四条第二項若しくは第七項若しくは第十四条の四第二項若しくは第七項の規定により許可の効力を失ったとき又は法第九条の二の四第二項若しくは第十五条の三の三第二項の規定により認定の効力を失ったとき。

四 許可証等の再交付を受けた後、亡失した許可証等を発見したとき。

一部改正〔平成一二年規則一三五号・二四二号・一五年一三〇号・二三年三五号〕

(最終処分場終了届出台帳)

第十二条 法第十九条の十二第一項の規定による台帳(以下「届出台帳」という。)は、最終処分場終了届出台帳(別記第二十七号様式)のとおりとする。

2 法第十九条の十二第三項の規定による届出台帳の閲覧の請求は、最終処分場終了届出台帳閲覧請求書(別記第二十八号様式)によりしなければならない。

3 届出台帳の閲覧は、岐阜県環境生活部廃棄物対策課(以下「閲覧所」という。)において行うものとする。

- 4 閲覧所の休日は、岐阜県の休日を定める条例(平成元年岐阜県条例第五号)第一条第一項各号に掲げる日とする。
- 5 届出台帳の閲覧時間は、午前九時から午後四時までとする。
- 6 前二項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に届出台帳を閲覧に供さない日を定め、又は閲覧時間を変更することができる。
- 7 届出台帳は、閲覧所の外に持ち出してはならない。
- 8 知事は、次の各号の一に該当する者については、届出台帳の閲覧を停止し、又は閲覧を禁止することができる。
 - 一 係員の指示に従わない者
 - 二 届出台帳を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者

(書類の提出)

第十三条 法、令、省令及びこの規則の規定により知事に提出することとされている書類は、県事務所の所管区域にあつては、県事務所長へ提出するものとする。

全部改正〔平成二三年規則三五号〕、一部改正〔平成二五年規則三七号・二七年三九号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十二年三月三十一日規則第百三十五号)

- 1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定による用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合については、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙を使用することを妨げない。

附 則(平成十二年九月二十九日規則第二百四十二号)

この規則は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則(平成十五年十二月一日規則第百三十号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定による用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合については、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙を使用することを妨げない。

附 則(平成十六年十月二十七日規則第八十八号の二)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定による用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合については、この規則による改正後の岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定にかかわらず、旧用紙を使用することを妨げない。

附 則(平成十七年三月七日規則第十四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十七年四月一日規則第七十六号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定による用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合については、この規則による改正後の岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定にかかわらず、旧用紙を使用することを妨げない。

附 則(平成十八年四月一日規則第六十二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十三年四月一日規則第三十五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十五年四月一日規則第三十七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十五年十月二十四日規則第九十四号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定による用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合については、この規則による改正後の岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定にかかわらず、旧用紙を使用することを妨げない。

附 則(平成二十七年四月一日規則第三十九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十九年九月二十九日規則第九十号)

- 1 この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定により作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定にかかわらず、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成三十年三月九日規則第五号)

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定により作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定にかかわらず、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和元年十二月十三日規則第七十九号)

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

附 則(令和三年三月二十六日規則第八十三号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 住所
氏名
(名称及び代表者の氏名)

廃棄物再生事業者登録申請書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定により、廃棄物再生事業の登録を次のとおり申請します。

事務所の所在地	
事業場の所在地	
事業の内容	
施設の種類、数量	
施設の構造	
設備の概要	
経理的基礎に関する資料	

一部改正〔令和3年規則83号〕

第2号様式(第2条関係)

廃棄物再生事業者登録証明書

住 所
氏名又は名称

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第19条の規定により、次のとおり廃棄物再生事業者の登録を受けた者であることを証明する。

年 月 日

岐阜県知事 印

記

- 登録年月日
- 登録番号
- 事業の内容
- 事業所の所在地
- 事業場の所在地
一部改正〔平成15年規則130号・16年88号の2〕

第3号様式(第2条関係)

年 月 日

岐阜県知事 様

届出者 住所
氏名
(名称及び代表者の氏名)

廃棄物再生事業者登録変更届出書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第20条の規定により、廃棄物再生事業者登録の変更について、次のとおり届け出ます。

登録年月日	年 月 日	登録番号	第
変更年月日	年 月 日		
変更内容	変更事項		
	変更前		
	変更後		
変更理由			

一部改正〔平成15年規則130号・16年88号の2・令和3年83号〕

第4号様式(第2条関係)

年 月 日

岐阜県知事 様

届出者 住所
氏名
(名称及び代表者の氏名)廃止
廃棄物再生事業者事業場休止届出書
再開

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第21条の規定により、廃棄物再生事業者事業場の休止について、次のとおり届け出ます。

登録年月日	年 月 日	登録番号	第	号
事業場の所在地				
廃止 再開 年月日				
廃止 再開 理由				

一部改正〔平成15年規則130号・16年88号の2・令和3年83号〕

第5号様式(第3条関係)

岐阜県知事 様

申請者 住所
氏名
(名称及び代表者の氏名)

再生利用個別指定業指定申請書

岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第3条第1項の規定により、産業廃棄物の再生利用個別指定を次のとおり申請します。

事 業 の 範 疇	再生利用及び再生輸送の別	
	取り扱う産業廃棄物の種類	
事務所及び事業場の所在地		
再生利用の目的		
再 生 利 用 の 方 法	再生利用の用に供する施設の種 類、数量、設置場所及び能力	
	再生利用の用に供する施設の方 式、構造及び設備の概要	
	再生活用により得られる有用物の 利用方法	
取 引 関 係	排出者の氏名又は名称及び所在地	
	再生活用業者の氏名又は名称及び 所在地	
	再生輸送業者の氏名又は名称及び 所在地	
事業開始予定年月日		年 月 日
担当者名		
連絡先		電話 ()

備考：この申請書には、岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第3条第1項の規定により、次に掲げる書類及び図面を添付すること。

- 事業計画の概要を記載した書類
- 再生利用の方法を明らかにした書類及び図面
- 取引関係を証する書類
- 生活環境保全上の対策を記載した書類及び図面
- 再生輸送のみを行おうとする者が申請するときは、再生活用業者との委託関係を証する書類
- 再生活用業者が再生輸送を委託する場合には、委託関係を証する書類
- 再生利用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- 申請者が法人であるときは、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 申請者が個人であるときは、その住民票の写し
一部改正〔平成12年規則135号・17年14号・令和3年83号〕

第6号様式(第3条関係)

第 号

再生利用個別指定業指定証

住 所
氏名又は名称

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号
第10条の3第2号の規定により、次のと
り再生利用個別指定を受けた者であることを証明する。

年 月 日

岐阜県知事 印

記

- 指定年月日
- 指定番号
- 事業の範囲
(1) 再生活用及び再生輸送の別
(2) 取り扱う産業廃棄物の種類
- 再生利用の目的
- 再生利用の方法
- 排出者の氏名又は名称及び所在地
- 再生活用業者の氏名又は名称及び所在地
- 再生輸送業者の氏名又は名称及び所在地

第7号様式(第3条関係)

岐阜県知事 様

申請者 住所
氏名
(名称及び代表者の氏名)

再生利用個別指定業変更指定申請書

岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第3条第3項の規定により、再生利用個別指定業の変更の指定を次のとおり申請します。

指定年月日及び指定番号	年 月 日 第 号
変更の理由	
変更予定年月日	年 月 日

変更の内容

① 事業の内容の変更の場合	
再生活用及び再生輸送の別	変更前
	変更後
取り扱う産業廃棄物の種類	変更前
	変更後
事務所及び事業場の所在地	
再生利用の目的	
再生利用の方法	再生利用の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び能力
	再生利用の用に供する施設の方式、構造及び設備の概要
	再生活用により得られる有用物の利用方法
取引関係	排出者の氏名又は名称及び所在地
	再生活用業者の氏名又は名称及び所在地
	再生輸送業者の氏名又は名称及び所在地

②再生利用の目的の変更の場合	
変更前	
変更後	

③再生利用の方法（輸送施設及び保管施設にかかるものを除く。）の変更の場合	
--------------------------------------	--

担当者名	
連絡先	電話（ ）

備考：この申請書には、岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第3条第3項の規定により、次に掲げる書類及び図面を添付すること。

- 変更後の事業計画の概要を記載した書類
- 変更に係る再生利用の方法を明らかにした書類及び図面
- 変更に係る取引関係を証する書類
- 生活環境保全上の対策を記載した書類及び図面
- 再生輸送のみを行おうとする者が申請するときは、再生活用業者との委託関係を証する書類
- 再生活用業者が再生輸送を委託する場合には、委託関係を証する書類
- 再生利用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- 申請者が法人であるときは、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 申請者が個人であるときは、その住民票の写し
一部改正〔平成12年規則135号・17年14号・令和3年83号〕

第8号様式(第3条関係)

年 月 日

岐阜県知事 様

届出者 住所
氏名
(名称及び代表者の氏名)

再生利用個別指定業廃止届出書

岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第3条第5項の規定により、再生利用個別指定業の全部の廃止について、次のとおり届け出ます。

指定年月日	年 月 日	指定番号	第 号
全部又は一部の廃止年月日			
廃止した事業の範囲			

岐阜県知事 様

届出者 住所
氏名
(名称及び代表者の氏名)

再生利用個別指定業変更届出書

岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第3条第6項の規定により、再生利用個別指定業の変更について、次のとおり届け出ます。

指 定 年 月 日	年 月 日	指 定 番 号	第
変 更 年 月 日	年 月 日		
変 更 事 項	変更前	変更後	
住 所			
氏 名 又 は 名 称			
事務所及び事業場の所在地			
再生利用の方法（輸送施設及び保管施設に係るものに限る。）			
取 引 関 係			

一部改正〔平成12年規則135号・令和3年83号〕

一般廃棄物処理施設設置許可申請書		年 月 日
岐阜県知事 様	申請者 住所 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着工予定年月日 年 月 日		
使用開始予定年月日 年 月 日		
※許可の年月日 年 月 日		
※許可番号		
一般廃棄物処理施設の処理能力		$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法 (排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		
※事務処理欄		

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合)		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

申請者(個人である場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	住	所
(法人である場合)			
(ふりがな)名称	住	所	
法定代理人(申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	住	所
(法人である場合)			
(ふりがな)名称	住	所	
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	役職名・呼称	住
			所
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号ヌに規定する役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	役職名・呼称	住
			所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき)				
発行済株式数の	株		出資の額	
(ふりがな)氏名	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	割合	住
				所
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)				
(ふりがな)氏名	生年月日	役職名・呼称	住	所
備考				
1 ※欄は記入しないこと。				
2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。				
3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。				
4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。				
(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図				
(2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図				
5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。				
6 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」までの各欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。				
※手数料欄				

追加[平成12年規則242号]、一部改正[平成15年規則130号・23年35号・25年94号・令和元年79号]

一般廃棄物処理施設変更許可申請書		年	月	日
岐阜県知事	様	申請者 住所 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。				
一般廃棄物処理施設の設置の場所				
一般廃棄物処理施設の種類				
許可年月日		年 月 日		
許可番号				
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類			
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変 更 後 m ³ /日() 時間 t/日() 時間 m ³ /時間 t/時間 面積 m ² 埋立容量 m ³	変 更 前 m ³ /日() 時間 t/日() 時間 m ³ /時間 t/時間 面積 m ² 埋立容量 m ³	
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画			
	△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変更の理由				
着工予定年月日		年 月 日		
使用開始予定年月日		年 月 日		
※許可の年月日		年 月 日		
※許可番号				
※事務処理欄				

申請者(個人である場合)				
(ふりがな) 氏名	生年月日	住	所	
(法人である場合)				
(ふりがな) 名称	住	所		
法定代理人(申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)				
(個人である場合)				
(ふりがな) 氏名	生年月日	住	所	
(法人である場合)				
(ふりがな) 名称	住	所		
役員(法定代理人が法人である場合)				
(ふりがな) 氏名	生年月日	役職名・呼称	住	所
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号ヌに規定する役員(申請者が法人である場合)				
(ふりがな) 氏名	生年月日	役職名・呼称	住	所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式 の 総 数	株		出資の額
	保有する株式の数又は出資の金額	割合	
(ふりがな) 氏名	生年月日		住所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
	後継名・呼称	

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。
- △印の欄に記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める総理府令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

※手数料欄

追加[平成12年規則242号]、一部改正[平成15年規則130号・23年35号・25年94号・令和元年79号]

第12号様式(第4条関係)

一般廃棄物処理施設設置許可証 変更		年 月 日
住所		
氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。		
岐阜県知事		印
許可の年月日		許可番号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類		
設置場所		
処理能力		
許可の条件		
留意事項	1 施設の設置(変更)に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員による検査を受けること。	

追加[平成12年規則242号]

第13号様式(第4条関係)

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書	
年 月 日	
岐阜県知事 様	
申請者 住所 氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号	
次の一般廃棄物処理施設がしゅん功したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項（同法第9条第2項により準用される場合を含む。）の規定による施設の使用前検査を、関係図面等を添えて申請します。	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
設置場所	
しゅん功の年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
受付欄	

追加〔平成12年規則242号〕

第13号の2様式(第4条の2関係)

一般廃棄物処理施設定期検査申請書	
年 月 日	
岐阜県知事 様	
申請者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。	
一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※事務処理欄	

追加〔平成23年規則35号〕

第13号の3様式(第4条の2関係)

定期検査結果通知書	
年 月 日	
住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の定期検査の結果について、次のとおり通知する。	
岐阜県知事 印	
一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
定期検査の結果	
次回の検査期限	年 月 日
※事務処理欄	

追加〔平成23年規則35号〕

第14号様式(第5条関係)

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書		年 月 日
岐阜県知事 様	申請者 住所 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 電話番号	
一般廃棄物処理施設の軽微な変更等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
一般廃棄物処理施設の名称		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	許可(届出) 年 月 日 第 号	
変更の内容	△軽微な変更	
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名の変更	
	△廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の4(第5条の9において準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更(同条第6号関係を除く。)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の4第6号に掲げる事項		
(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
(ふりがな) 名 称	住 所	
(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む。)、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
(ふりがな) 名 称	生 年 月 日	住 所
	役 職 名・呼 称	
廃止若しくは休止又は再開の理由	(廃止・休止・再開の別)	
廃止若しくは休止又は再開の年月日	年 月 日	
事務処理欄		
備考 1 事務処理欄は、記入しないこと。 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 3 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。		

追加[平成12年規則242号]、一部改正[平成23年規則35号・25年94号]

第15号様式(第6条関係)

特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書 (年度)		年 月 日
岐阜県知事 様	申請者 住所 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 電話番号	
年度の特定一般廃棄物最終処分場の状況等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の17の規定により、次のとおり報告します。		
許可の年月日及び許可番号		
設置の場所		
埋立処分開始年月日	年 月 日	
埋立処分終了予定年月日	年 月 日	
放流水の水質及び当該測定に係る放流水を採取した年月日		
埋立処分を開始してから前年度の3月31日までに埋立処分された一般廃棄物の数量		
埋立処分の終了後に行う維持管理の内容		
上記の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要		
※事務処理欄		
備考 放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第14号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第1条第3号ロの規定により測定したものを記載すること。		

追加[平成12年規則242号]、一部改正[平成29年規則90号]

第16号様式(第7条関係)

(表面)

一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書	
年 月 日	
岐阜県知事 様	申請者 住所 氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) (市町村にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号
一般廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
施設の廃止までの管理予定者及びその連絡先	住所 氏名 電話番号
設置場所	
許可の年月日及び 又は届出の年月日	許可(届出) 年 月 日 第 号
埋立地の面積、 埋立ての深さ 及び覆土の厚さ	面積 埋立ての深さ 覆土の厚さ m ² m m
※事務処理欄	

(裏面)

埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日	年 月 日		
埋立処分終了年月日	年 月 日		
埋め立てた廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)、数量及び性状	種類	数量 (m ³)	性状
備考 ※の欄には記入しないこと。			

追加[平成12年規則242号]、一部改正[平成23年規則35号・25年94号・29年90号]

(表面)

一般廃棄物最終処分場（基準不適合水銀処理物埋立処分用以外）廃止確認申請書		
年 月 日		
岐阜県知事 様		
申請者 住所 氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) (市町村にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項（同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。）第9条の2の3第2項の規定により、一般廃棄物最終処分場（基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるものを除く。）の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。		
設置の場所		
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	許可届出 年 月 日 第 号	
埋め立てた一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量	種類	数量 (m ³)
埋立地の面積及び埋立ての深さ	面積 深さ	m ² m
埋立処分の方法		
埋立処分開始年月日	年 月 日	
埋立処分終了年月日	年 月 日	

(裏面)

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
※事務処理欄	
備考	
1 ※の欄は記入しないこと。	
2 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「基準省令」という。）第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいうこと。	
3 保有水等とは、基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいうこと。	
4 覆いとは、基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいうこと。	

追加〔平成12年規則242号〕、一部改正〔平成23年規則35号・25年94号・29年90号〕

第17号の2様式(第7条関係)

(表面)

一般廃棄物最終処分場（基準不適合水銀処理物埋立処分用）廃止確認申請書	
岐阜県知事	様
	年 月 日
	申請者 住所 氏名 〔法人にあつては名称及び代表者の氏名〕 〔市町村にあつては名称及び代表者の氏名〕 電話番号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条第5項(同法第9条の3第11項におい 第9条の2の3第2項
て準用する場合を含む。)の規定により、一般廃棄物最終処分場（基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるものに限る。）の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
設 置 の 場 所	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	許可 年 月 日 第 号 届出 年 月 日
埋め立てた水銀処理物の数量	
埋立地の面積及び埋立ての深さ	面積 m ² 深さ m
埋 立 処 分 の 方 法	
埋 立 処 分 開 始 年 月 日	年 月 日
埋 立 処 分 終 了 年 月 日	年 月 日

(裏面)

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
覆いの厚さ、材料及び強度	
講じた措置の内容	
※事務処理欄	
備考 1 ※の欄は記入しないこと。 2 「覆い」とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「基準省令」という。）第1条の2第2項第4号の規定による覆いをいう。 3 「講じた措置の内容」とは、基準省令第1条の2第3項第3号の規定による措置をいう。	

追加〔平成29年規則90号〕

第17号の3様式(第7条の2関係)

(表面)

熱回収施設設置者認定申請書	
年 月 日	
岐阜県知事 様	
申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
熱回収施設の設置の場所	
※認定の年月日	年 月 日
※認定番号	
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画
	△設備の維持管理に関する計画
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類
	熱回収の方法
	熱回収率 %
許 可 の 年 月 日 号 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
※事務処理欄	

(裏面)

備考
1 ※欄は記入しないこと。
2 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。
3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出力量(キロワット)、熱交換器の能力(キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記載すること。
4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。 (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。 (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。
5 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。
6 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

追加[平成23年規則35号]、一部改正[平成29年規則90号]

第17号の4様式(第7条の2関係)

熱回収施設設置者認定証	
年 月 日	
住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。	
岐阜県知事 印	
認定の年月日	年 月 日
認定の有効年月日	年 月 日
認定番号	
熱回収施設の設置の場所	
熱回収の方法	
熱回収に必要な設備	
熱回収率	%
留意事項	1 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を提出すること。 2 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休廃止し又は休止した当該施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく届け出ること。

追加〔平成23年規則35号〕、一部改正〔平成29年規則90号〕

第17号の5様式(第7条の2関係)

熱回収施設休廃止等届出書		
年 月 日		
岐阜県知事 様		
届出者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
熱回収施設を休廃止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
熱回収施設の設置の場所		
認定の年月日及び認定番号	年 月 日 第 号	
熱回収を行わなくなったとき	理由	
	年月日	年 月 日
廃止、休止又は再開したとき	理由	(廃止・休止・再開の別)
	年月日	年 月 日
熱回収に必要な設備を変更したとき	△変更の内容	
	理由	
	年月日	年 月 日
※事務処理欄		
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。		

追加〔平成23年規則35号〕、一部改正〔平成29年規則90号〕

第17号の6様式(第7条の2関係)

熱回収報告書

年 月 日

岐阜県知事 様

報告者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。

認定の年月日及び認定番号

年 月 日 第 号

年4月1日から 年3月
31日までの年間の熱回収率

%

備考 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

追加〔平成23年規則35号〕、一部改正〔平成29年規則90号〕

(表面)

<p style="text-align: center;">一般廃棄物処理施設設置届出書</p> <p>岐阜県知事 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">届出者 名称 代表者の氏名</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。</p>						
一般廃棄物処理施設の設置の場所						
一般廃棄物処理施設の種類						
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類						
着工予定年月日	年 月 日					
使用開始予定年月日	年 月 日					
※届出年月日	年 月 日					
一般廃棄物処理施設の処理能力	$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3					
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置					
	一般廃棄物処理施設の処理方式					
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備					
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	<table border="1"> <tr> <td>量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>処理方法 (排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。</td> <td></td> </tr> </table>	量		処理方法 (排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。	
	量					
処理方法 (排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。						
設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値						
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項						
※事務処理欄						

(裏面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画に係る事項 (一般廃棄物の最終処分場である場合)		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法 (ごみ処理施設の場合)	区 分	自家処分 委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法 (し尿処理施設の場合)	区 分	自家処分 委託処分
	処分方法	
△埋立処分の計画 (一般廃棄物の最終処分場の場合)		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		
備考		
1 ※欄は記入しないこと。		
2 一般廃棄物処理施設の種類の別については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。		
3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。		
4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。		
(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図		
(2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図		
5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		

追加[平成12年規則242号]、一部改正[平成23年規則35号]

(表面)

一般廃棄物処理施設変更届出書			
年 月 日			
岐阜県知事 様			
届出者 名称 代表者の氏名			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の変更について届け出ます。			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
届 出 年 月 日	年 月 日		
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変 更 後	変 更 前
		$m^3/日()$ 時間 $t/日()$ 時間 $m^3/時間$ $t/時間$	$m^3/日()$ 時間 $t/日()$ 時間 $m^3/時間$ $t/時間$
	面積 埋立容量	m^2 m^3	面積 埋立容量 m^2 m^3
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画			
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変 更 の 理 由			
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日		
※事 務 処 理 欄			

(裏面)

備考
1 ※欄は記入しないこと。
2 一般廃棄物処理施設の種類のについては、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
(2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
(3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
(4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
(5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める総理府令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする
こと。

追加〔平成12年規則242号〕、一部改正〔平成23年規則35号〕

第20号様式(第9条関係)

一般廃棄物処理施設 <small>譲受け</small> 許可申請書 <small>借受け</small>		年 月 日
岐阜県知事 様	申請者 住 所 氏 名 (法人にあっては名称 及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、一般廃棄物 処理施設の <small>譲受け</small> の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。 <small>借受け</small>		
譲受け又は借受けの相手方の 氏名(法人にあっては名称及 び代表者の氏名)及び住所		
一般廃棄物処理施設の設置の 場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
※譲受け等の許可の年月日	年 月 日	
※譲受け等の許可番号		
※事 務 処 理 欄		

申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		住 所
法定代理人(申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号りに 規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		住 所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	住 所
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号々に規定する役員(申請者 が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	住 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式 の 総 数	株		出資の額	住 所
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額		
(ふりがな) 氏名			割合	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	住 所

備考
1 ※欄は記入しないこと。
2 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」の欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

※手数料欄

(表面)

相 続 届 出 書	
年 月 日	
岐阜県知事 様	申請者 住 所 氏 名 電話番号
一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により、関係書類を添 えて届け出ます。	
被相続人との続柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
相続の開始の日	
※事務処理欄	

(裏面)

相続人		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所
法定代理人(相続人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号りに規定する未成年者である 場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		住 所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	住 所
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人(相続人に当該使用人がある場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	住 所
備考		
1 ※欄は、記入しないこと。		
2 「相続人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」の欄 までの各欄には、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により 作成した書面に記載して、その書面を添付すること。		
3 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。		
※手数料欄		

追加[平成12年規則242号]、一部改正[平成15年規則130号・25年94号・令和元年79号]

第23号様式(第10条関係)

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書	
年 月 日	
岐阜県知事	様
届出者 住所 氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定により、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る事項について届け出ます。	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項第4号の2に掲げる施設である場合にあつては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨）	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日	年 月 日
産業廃棄物処理施設に係る許可番号	
産業廃棄物処理施設の処理能力	$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^2/時間$ $t/時間$ 面積 m^2 埋立容量 m^3
産業廃棄物処理施設に係る許可に付された条件	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量（当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項第4号の2に掲げる施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物の処理量を含み、当該施設が同条第1項第5号の2又は第6号に掲げる施設（水銀処理物に係るものに限る。）である場合にあつては、水銀処理物の処理量を含む。）の見込み	
備考 産業廃棄物処理施設の種類については、破砕施設、焼却施設又は最終処分場の別を記入すること。	

追加〔平成15年規則130号〕、一部改正〔平成23年規則35号・29年90号〕

第24号様式(第10条関係)

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更届出書		
年 月 日		
岐阜県知事	様	
届出者 住所 氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第5項の規定により、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る事項の変更について届け出ます。		
	新	旧
産業廃棄物処理施設の種類		
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類		
備考 産業廃棄物処理施設の種類については、破砕施設、焼却施設又は最終処分場の別を記入すること。		

追加〔平成15年規則130号〕、一部改正〔平成23年規則35号〕

第25号様式(第10条関係)

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る廃止届出書	
年 月 日	
岐阜県知事	様
届出者 住所 氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第5項の規定により、一般廃棄物の処理の事業を廃止したので届け出ます。	
一般廃棄物処理業の廃止の年月日	年 月 日

追加〔平成15年規則130号〕、一部改正〔平成23年規則35号〕

第26号様式(第11条関係)

岐阜県知事 様

申請者 住所
氏名
(名称及び代表者の氏名)

許可証再交付申請書
登録証明書
指 定 証

岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第11条の規定により、
許可証
登録証明書
指 定 証

の再交付について、次のとおり申請します。

再交付を申請する許可証等の種類	
許可等年月日	年 月 日
許可等番号	
再交付申請の理由	

一部改正〔平成12年規則242号・15年130号・23年35号・令和3年83号〕

第27号様式(第12条関係)

(表面)

最終処分場終了届出台帳

施設の設置者の住所	
施設の設置者の氏名 (名称及び代表者氏名)	
施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住所 氏名 電話番号
最終処分場の種類	
設置場所	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	許可(届出) 年 月 日 第 号
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	面積 埋立ての深さ 覆土の厚さ m ² m m
埋立処分の方法	
埋立処分開始年月日	年 月 日
埋立処分終了年月日	年 月 日
施設の廃止の確認年月日	年 月 日

(裏面)

埋め立てた廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物、水銀処理物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び量	種 類	量 (m ³)
埋め立てた廃棄物の性状に関し特に注意すべき事項		
最終処分場廃止確認申請書の添付書類に記載された水質検査の結果のうち、施設の廃止の確認年月日に最も近い時点に行われた水質検査の結果		

全部改正〔平成25年規則94号〕、一部改正〔平成29年規則90号〕

第28号様式(第12条関係)

岐阜県知事 様

請求者 住所
氏名
(名称及び代表者の氏名)

最終処分場終了届出台帳閲覧請求書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の12第3項の規定により、次のとおり最終処分場終了届出台帳の閲覧を請求します。

請求する最終処分場の 設置者の氏名及び設置 場所	
請 求 の 理 由	